

平成29年3月
堺市建設局

建設局が発注する工事のうち、路面標示及び路面着色工事に
おける技術者資格の設定について（お知らせ）

建設局が発注する工事のうち、路面標示または路面着色が主である工事について、技術者資格に以下のとおり条件を付加することをお知らせします。

記

1. 目的

路面標示等の工事は、自動車等が行き交う道路上という特殊な作業条件で行われるため、施工者には高い専門性（供用道路という限られた空間・時間での作業）が求められる。また、同工事を安全かつ円滑に実施するには、技術者の育成・確保、品質の向上等が必要であるため。

2. 工種等について

工種：その他工事

建設許可業種：塗装工事業で発注する工事

3. 技術者資格について

職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種「路面標示施工」に合格した者。
（路面標示施工技能士）

4. 実施時期について

平成30年4月1日

5. 技能検定試験の実施について(参考)

試験の詳細については大阪府職業能力開発協会ホームページ
(<https://www.osaka-noukai.jp/>)でご確認ください。

(問合せ先)

建設局 土木部 土木監理課 TEL 072-228-7416 FAX 072-228-3964

建設局 自転車まちづくり部 自転車環境整備課 TEL 072-228-0294 FAX 072-228-0220